**「訪問介護の生活援助が規定回数を超える利用者の取扱い」について**

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11 年3 月31 日厚生省令第38 号）」

の一部改正に伴い，訪問介護の生活援助のサービス提供回数が国の定める回数を超える場合には，当

該利用者に係る居宅サービス計画書（以下「ケアプラン」とする。）を保険者である市町村に提出す

る事となりました（「介護保険最新情報vol.652「『厚生労働省が定める回数及び訪問介護』の交付に

ついて」参照）。

つきましては，下記の回数を超えるケアプランについては，当市まで届出をお願い致します。

記

**１．規準となる回数（１月あたり）**

要介護度 要介護１ 要介護２ 要介護３ 要介護４ 要介護５

規準回数 ２７回 ３４回 ４３回 ３８回 ３１回

※上記回数を超える場合に該当となります。

※身体介護に引き続いて生活援助を提供するサービス（サービスコード上の表記が「身体〇生活〇」

となっているサービス）については対象とはなりません。

**２．届出の時期及び期限**

平成３０年１０月１日以降に，居宅サービス計画を作成又は変更し，上記の回数以上の訪問介護（生

活援助中心型）を位置づけたものについて，翌月の末日までに提出してください。

**３．提出書類**

・利用回数が多い訪問介護の届出書（市ホームページからダウンロードしてください。）

ページタイトル：「介護サービス事業所の皆様へ」

・課題整理総括表

・ケアプラン

・サービス担当者会議の要点

**４．提出先**

〒303－8501

茨城県常総市水海道諏訪町３２２２番地３

常総市役所 福祉部 介護保険課 指導係 宛